



書 評

『国民的最低限保障 (ナショナル・ミニマム) 一貧困と停滞からの脱却』

増田正人・黒川俊雄・小越洋之助・

真嶋良孝 著 大月書店 定価:3360円 (税込)

本書は、新自由主義によるグローバル化への対抗・克服という視点から「国民的最低限保障」を基幹的理念と位置づけ、それによって「日本社会全体に展望のない閉塞感が広がっている状況」を打開していくことをめざしている。

本書の構成

第一章では、今日のグローバル経済のメカニズムの「労働に基礎をおかない」という致命的問題点が指摘され、その観点から、「国民的最低限保障」の意義が明らかにされている。1995年に成立したWTO体制のもとで、経済の自由化と規制緩和が世界中ですすみ厳しい国際競争が行われることになった。その下で、需要の増減に対応するための国際的な契約生産、下請生産が拡大し、さらに雇用関係を柔軟に変動させることができるよう各国の労働法制が改悪されてきた。「日本の労働法制が大きく変化してきたのは、日本の産業界がWTO体制に適応した雇用関係を求めてきたからである」。その上で、各国のナショナル・ミニマムを実現していくために、労働者・国民の側からのグローバル・ガバナンスの必要性が指摘されている。「実行力あるグローバル・ガバナンスは、国際機関を通じてしか行い得ないという事実を忘れてはならない」。

第二章では、ナショナル・ミニマムの柱としての最低賃金政策を構想する必要が指摘され、「ディーセント・ワーク」の実現と相まって「ワーキング・プア」をなくしていく戦略が提起されている。ナショナル・ミニマムの課題としては、「単身世帯の標準生計費に基づいて全国一律最低賃金額を決定する制度を法定」、「全国一律最低賃金額と連動させて社会保障・社会福祉などの給付額の最低限を決定」、「農漁民、自営業者、中小企業者の労働報酬の最低限を全国一律最低賃金額に連動させて保障する仕組み」の創出、等が挙げられている。また、「ディーセント・ワーク」の実現に向けて、業者、農漁民、消費者など国民諸階層が「社会対話」に参加する必要が強調されている。

第三章では、日本のワーキング・プア問題の解決に向けて「ディーセント・ワーク」の視点から政策問題を検討している。ILOは、人間らしい労働が保障されていないことが格差の広がり、貧困化の根底にあると考え、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を提起している。「危険で過重な仕事、不安定な仕事、不十分な所得の仕事、労働者の権利が主張できない仕事、男女差別のある仕事」ではディーセント・ワークとは言えない。ワーキング・プアの問題の解決なしに労働者・市民全体のディーセント・ワークもあり得ない。ところが、日本の最低賃金は、EU主要国はもとよりアメリカと比較しても異常に低い水準である。最賃引き上げは焦眉の課題となっている。さらに、新自由主義政策の公共サービスの分野への展開の中で、公契約における適正賃金を求める運動にふれ、野田市の公契約条例について、公契約における「適正賃金」を決定し、受注業者に下請け・派遣会社との連帯責任を負わせ、市に立ち入り

調査権、契約解除権を付与する等の点で画期的なものと評価し、「適正賃金」の水準がなお低すぎる点を今後の検討課題としている。

第四章では、グローバル化の中で、日本の公的年金制度におけるナショナル・ミニマム保障の不在と空洞化が重大な問題となるに至った状況が指摘され、最低保障年金の導入による現行基礎年金の改革が提起されている。

第五章では、グローバル化のもとにおける食と農の危機が検討されている。この中で、日本の食料自給率は41%にまで低下し、全農地の1割が耕作放棄を余儀なくされた。稲作農民の労賃（家族労働報酬）は時給で179円にまで低下してしまった。このような状況の中で農業を再生し、食糧自給率を向上させる柱のひとつが、生産コストを償う価格保障の実現である。そして、「全国一律最低賃金制の確立は農民の自家労賃を確保する政策的制度的な諸条件の基礎となるものであり、労働者（消費者）に最低賃金制、時間短縮、解雇規制の3点セットが実現すれば、安くて危険な輸入食品ではなく、国産の農産物に対する安定した需要が生まれることになる」。

以上ごく一部しか紹介できなかったが、本書は国民的最低限保障について、WTO体制に代表されるグローバル資本主義の特質——「労働に基礎を置かない」という資本主義の変質との関係で理論的および実態論的に研究している。そして、農民を含む国民諸階層の状態悪化が、労働者階級の貧困化と相互規定的に進展してきている現実を捉え、それを踏まえた新しい国民的最低限保障の構想を提案している。

いくつかの論点

最後に、いくつかの論点を挙げておく。第

一に、グローバル・ガバナンスは、国際機関を通じてしか行えないにしても、WTOの規定を変えるというのが唯一の道ではないし、少なくとも一括受諾方式が改め

られない限り、WTOに留まることはナショナル・ミニマム保障と矛盾することになるのではなかろうか。第二に、「ディーセント・ワーク」の実現には、全国一律最低賃金制の確立と正規雇用労働者の拡大による過就労（オーバーワーク）状況の是正がふたつの柱になると考えられる。その場合、賃金要求は、「すべての労働者が残業なしで生活できる賃金の実現」つまり「賃金の全般的で抜本的な底上げ」となるのではなかろうか。第三に、全国一律最低賃金制は、フランスに見られるように、産別労働協約賃金の最低水準をすべての労働者に及ぼすように機能すべきであり、それが柱となることで、組織労働者の享受する最低水準の生活を基準とする真のナショナル・ミニマムが展望できるのではなかろうか。第四に、労働者の圧倒的多数を占める非正規雇用労働者と中小零細企業の未組織労働者を産別・職種別労働組合及び地域別一般労働組合に組織することが、ナショナル・ミニマム実現のために基幹的に重要であると考えられる。ナショナル・ミニマムの課題もその観点から構想される必要があるのではなかろうか。これらの論点の検討を含めて、本書の分析と提言が、広範な労働者・市民の間で議論されることを期待したい。

（今井 拓・会員・日本大学講師）

